

- 単位互換や分割履修への柔軟な対応  
(報告書案 3(2)) p.9
- 社会教育に関する導入的講習の活用  
(報告書案 4(1)) p.11
- 受講資格の見直し (報告書案 4(2))p.12
- 養成課程の見直し等(報告書案 6(2))p.16
  - 今後の養成課程の在り方について  
(社会教育士として必要不可欠な内容、これを踏まえた科目構成や単位数に係る基本的考え方等)

# 受講要件を緩和する案の比較表

	①案：受講要件に (新たな実務経験等を)個別に追加	②案：原則として高卒程度に緩和	③案：受講要件を撤廃
受講できる者の 範囲の拡大	限定的	学歴要件や実務要件を満たさず受講できなかった者等が、相当程度受講可能に	最大限拡大 (中高生でも受講可能に)
裾野の拡大を図る 他施策との連携	一定水準を満たす導入的講習の修了を受講資格に追加するのも一案	関連する講習・研修等の修了者にも受講を勧め易くなる(導入的講習修了を受講資格に追加することも併用可能)	同左(但し、導入的講習の受講資格への追加との併用不可)
養成課程の受講者 との整合性	現行と同様	養成課程は大学入学直後(≒高卒程度)から受講可能な点だけを捉えれば同程度と言えないこともないが、養成課程は学生として受講することや必要単位数等が異なるため単純比較は困難。	講習は養成課程より必要単位数が少ない一方、短大卒程度の学歴や実務経験など、養成課程より厳しい受講要件を課していたが、講習と養成課程との受講要件の厳しさが逆転。
養成課程への影響	現行と同様	他学部や他専攻の者が在学中から講習の受講が可能となることから、受講者層の拡大が期待できる。他方で、24単位の取得が必要な養成課程を、学生や大学が忌避する傾向が生じる可能性もある。	同左
講習実施者による 受講要件の 確認事務	要確認ケースが増加	多くの者が高卒程度に該当し、実務経験の確認を要するケースが減少すると見込まれるため、確認はかなり容易になる	確認が不要になる
他資格の学歴要件 との整合性	短大卒程度の扱い	高卒程度の扱い	学歴要件が無しの扱い

# (参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
  - 二 教育職員の普通免許状を有する者
  - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
  - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
  - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
  - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

# (参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容



【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

# (参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

## 【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の理念と施策</li> <li>・社会教育の意義と展開</li> <li>・社会教育に関する法令</li> <li>・社会教育主事・社会教育指導者の役割</li> <li>・生涯学習社会と学校・家庭・地域等</li> </ul>
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援に関する教育理論</li> <li>・効果的な学習支援方法</li> <li>・学習プログラムの編成</li> <li>・参加型学習の実際とファシリテーション技法等</li> </ul>
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育行政と地域活性化</li> <li>・社会教育行政の経営戦略</li> <li>・学習課題の把握と広報戦略</li> <li>・社会教育における地域人材の育成</li> <li>・学習成果の評価と活用の実際</li> <li>・社会教育を推進する地域ネットワークの形成</li> <li>・社会教育施設の経営戦略等</li> </ul>
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化と社会教育</li> <li>・情報化と社会教育</li> <li>・高齢化と社会教育</li> <li>・多文化共生と社会教育</li> <li>・社会的包摂と社会教育</li> <li>・健康教育と社会教育</li> <li>・防災・防犯と社会教育</li> <li>・人権教育と社会教育</li> <li>・同和問題と社会教育</li> <li>・環境問題と社会教育</li> <li>・青少年健全育成と社会教育</li> <li>・キャリア教育と社会教育</li> <li>・貧困問題と社会教育</li> <li>・家庭教育と社会教育</li> <li>・男女共同参画と社会教育</li> <li>・社会福祉と社会教育</li> <li>・特別支援教育と社会教育</li> <li>・消費者教育と社会教育</li> <li>・文化芸術と社会教育</li> <li>・文化財保護と社会教育</li> <li>・生涯スポーツと社会教育</li> <li>・地域の歴史文化と社会教育</li> <li>・地域産業と社会教育</li> <li>・ボランティア活動と社会教育等</li> </ul>
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設等における実習</li> </ul>
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案等に向けた演習</li> <li>・社会教育施設等における実習</li> <li>・社会教育の課題に関する研究等</li> </ul>
合 計 24単位		

## ■社会教育士の専門性について

第一の検討事項(社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策)、第二の検討事項(社会教育活動の推進方策)、及び社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ(以下、「養成WG」とする)における議論を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の点について検討

- ・社会教育士の専門性とは何か
- ・社会教育士の制度的位置づけはどうあるべきか

### 現状

- ・「社会教育士」の称号付与者は年々増加している(令和6年度現在9,693人)。公民館等の社会教育施設や学校と地域の連携・協働活動の場、NPOや民間企業等において、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」として、多様性を尊重し、対話の場づくり、関係性づくりを意識した学びの展開、合意形成の納得のプロセスづくり等の役割が期待されている(「審議事項1に関する意見の整理」)。
- ・特に、社会教育士は、上記の場で役割を果たすためにいかなる社会教育に関する専門的知識・技術を核に据えて、8単位の講習の再設計を図るか、社会教育士に求められる専門性に係る検討が必要である。
- ・これまで、社会教育人材に期待される能力としては、コーディネート能力、プレゼンテーション能力、ファシリテーション能力を前提に、社会教育をはじめ、行政に関する一定の基本的知識を前提に関係行政機関や多様な主体との連携・協働ができる能力等が特に重要と整理されている(「審議事項1に関する意見の整理」)。一方、養成WGでは上記を踏まえて議論しつつも、プレゼンテーション能力等の扱いについては様々な意見が出されており、更なる検討を要している。
- ・社会教育士の活躍機会の拡大に向けて、社会教育士が広く評価される仕組みが必要とされている(「審議事項1に関する意見の整理」)。社会教育士の有する専門性がより広く活かされるよう、一層の活躍推進を図るための方策を引き続き講じていく必要がある。

### 論点

- ✓社会教育士に今後求められる専門的知識及び技術とは具体的に何か
- ✓社会教育士が、社会教育主事や教育委員会等と連携して活動を進めていくためには、各自治体においてどのような仕組み等が求められるか
- ✓社会教育士の専門性や信頼性が維持・向上されるとともに、社会教育士の重要性や専門性が広く認知され、社会教育士を取得する者が増えるようにするには制度上どのような位置づけが望ましいか

## 1 社会教育士に今後求められる専門的知識及び技術

### ○コーディネート能力・ファシリテーション能力・プレゼンテーション能力

- ・これらは必要な基盤とは思ふものの、スキルとして習得し、その場で自分の力を発揮するにとどまっている。求められるのは会議をうまく回す力ではなく、地域に入り、自らの経験を踏まえて人と人をつなぎ、新しい対話の場を生み出す力
- ・これらの能力は何のためにあるのか、一人一人の主体性を形成し、そこから協働をデザインしていくという冠があり、そのためにこれらの力が必要と明確に示さないとスキルが先走る印象
- ・これらの能力だけが社会教育士の専門性であると前面に出されると、首長部局における地域コミュニティ形成の中で、わざわざ社会教育士の称号がある人を活用する必要性を感じない
- ・この数十年、ファシリテーションの意味が変わってきており、表面的な進行・テクニカルな部分に収められたり進行の役割そのものを示す言葉のように使われたりしている。学習支援という社会教育の考え方を伴った方法論としてマインドセットし、技術・能力の考え方の原理を踏まえることが重要

### ○人権感覚・多様性への理解・社会的包摂

- ・共生社会の実現に向けて、多様な視点で社会教育をとらえることが重要。次期学習指導要領において「多様性の包摂」は重要なキーワードであり、社会教育においても多様な一人一人と向き合っていく人としての姿勢、人権感覚・多様性への理解、子供たちの権利への認識を前提とする視点が必要

## 1 社会教育士に今後求められる専門的知識及び技術

### ○コミュニティを形成する能力、民主主義と住民自治に関する専門性

- ・社会教育がコミュニティ形成の基盤であり、民主主義と住民自治の醸成を担うのであれば、社会教育士にもこれらに関する専門性があると良い
- ・プレゼンテーションの先にある、人々を巻き込み、コミュニティを形成し、チームを構築することが重要。プレゼンテーション能力を「コミュニティを形成していく能力」などその先にある力に位置づけ直す方が良いのではないか

### ○主体性を涵養する力、伴走支援

- ・主体性を涵養する力が必要であり、心理学的な基本的欲求を踏まえつつ、社会教育特有の主体形成の手法をケーススタディを通じて学ぶことが必要
- ・地域が動き出す前には当事者意識を醸成し、動き出した後には地域に伴走し続ける力が必要

### ○地域課題・地域資源の把握、地域課題解決力

- ・課題を解決する前段階として、課題の着眼や設定に関する知見を得ることが必要
- ・地域課題を学習課題として組み立てる企画・設計力、課題を認識してプランニングする能力、多様な主体の関係性を編みなおすコーディネート力、合意形成のプロセスを設計できる能力が必要
- ・地域コミュニティで起きていることを把握し、地域住民が主役であることを前提に一緒に課題を考え、社会資源をつなげて解決に導く力。その際、地域資源を新たに発見する目があると助かる

## 1 社会教育士に今後求められる専門的知識及び技術

### ○チームビルディング

- ・従来のファシリテーション、コーディネーション能力も含めて、持続可能な活動体制あるいは内外に長期的にチーム体制を作っていくチームビルディングの手法もこれから学ぶべき内容の一つ

### ○評価・成果、PDCAに関する能力

- ・社会福祉士には、「コミュニティソーシャルワーク」という、地域を見立てて、そこにある資源の発見・評価という一連のアセスメントの手法がある。社会教育士にも有効活用できるのでは
- ・コーディネーター機能のような「つなぎ」の支援は成果が見えにくく、地域に何をもたらしているのかを見せていく仕掛けも必要。社会教育主事が活躍する地域の5年後の姿を示すなど、目標意識を持つこと、フィードバックも必要
- ・学習の成果と、地域が課題解決した後の変化を評価して改善する力、PDCAサイクルの能力も必要
- ・PDCAは重要である一方、それに収まらない試行錯誤や省察の余地を尊重する視点も必要
- ・PDCAも大事であるが、OODA(Observe, Orient, Decide, Act)ループという、観察し、状況を判断し、意思決定することを一緒に進めていくことも重要。社会教育に関わる人にはこれを学ぶことが必要

## 2 導入的講習の活用、受講資格の見直し

- ・地域学校協働活動コーディネーターは全国3万人おり、社会教育士への関心は高い。しかし、大卒ではない者にとってはハードルが高い。受講資格の緩和等は、現場で地域の社会教育の中心になっている人々にとって励みになるので積極的に提言してほしい

## 3 養成課程の在り方

- ・養成課程の科目履修の自由度が低い。他学部科目から自分が興味・関心がある分野を学べると良い
- ・大学で学んだことを活かせる実践の場が欲しい。例えば、大学で学生対象の企画や公民館の講座を企画できる機会等があるとよい。例えば防災や学校教育など、養成課程の科目以外の学びをホームルームのような時間に持ち寄り、それらを実際に活かして企画する場があると、視野が広がり、活用の幅も広がって良い
- ・社会教育主事養成が前提となっていることに居心地の悪さを感じることもある。社会教育自体を学びたい学生も多くいる